

平成24年11月

## 「備蓄米・加工用米の確保等について」のポイント

**1 趣旨**

主食用米については、戸別所得補償制度の下で需要に即した生産が確保。

一方で、備蓄米や加工用米については、入札手続きに改善が必要である、手取額が低い等を理由として必要量が確保できていない状況。

このため、「生産数量目標の減少＝米の作付を減らす」と考えるのではなく、水田の水張り面積を維持・拡大し、生産数量目標の外数である備蓄米や加工用米等を作付ける取組を推進。

**2 備蓄米推進のための環境整備**

備蓄米については、以下の見直しを行う。

**① 買入予定数量を県別優先枠として配分**

ア 買入予定数量（20万トン）については、これまでの備蓄米の売渡実績に加え、道府県からの希望聴取を通じ、「県別優先枠」として配分。

イ 優先枠の配分を受けた道府県は、その枠内で他の道府県と競争することなく、入札に参加可能。

ウ 26年産以降についても、前年産の売渡実績をベースに「県別優先枠」を設定。

エ 備蓄米の買入価格は、主食用米と遜色ない水準であることを周知。（24年産米の加重平均落札価格は、13,406円／60kg）

**② 入札手続等の改善方向**

ア 出荷数量について、豊作時における作況調整を任意とする。

イ 国に引き渡す銘柄の報告期限の延長（「買入契約時」から「6月30日」までに）。銘柄変更の許容（政府引渡し時まで）。

ウ 売渡申込数量の下限の引下げ（50トン以上から10トン以上に）。

エ 取組生産者の報告期限の延長（6月30日から8月31日に）。

### 3 非主食用米の適切な生産に向けた今後の進め方

定量的に買い入れる備蓄米、固定需要のある加工用米、実需者との結び付きのある米粉用米・飼料用米等の新規需要米が適切に確保されることが理想。

このため、次の取組を推進。

ア 各地域の再生協議会等において水稲作付希望面積を取りまとめ、農業者等は作付けを準備。

イ 都道府県は県域での水稲作付希望面積を取りまとめ、国から通知された次年生産数量目標を踏まえ、備蓄米の希望数量を国に対して手上げ。

ウ 追って、国は希望数量を踏まえて備蓄米の優先枠を配分。

エ 再生協議会等は、配分された備蓄米の優先枠分の全量生産に努めるとともに、実需との結び付きのある加工用米、新規需要米についても需要に応じた生産量の確保を図る。

また、「水田活用の所得補償交付金は財源とせず」、備蓄米、加工用米等の品代等を財源としたプール計算が行われ生産者手取りの平準化が図られている事例等を積極的に周知。

### 4 その他

(1) 需要に応じた生産体制づくり

地域において用途ごとの水稲や戦略作物等ごとの作付に関する取組方針を作成し、推進することが重要（産地資金等の要件とすることも視野に入れつつ、取組方針の策定を促進）。

(2) 飼料用米等の適切な生産の推進

一部で飼料用米等の収量が比較的低い現状にあることを踏まえ、多収性品種である専用品種の導入を進めることが重要。一方で、主食用品種での取組については、加工用米や備蓄米と同等の収量の出荷としていく。

(3) 麦・大豆の生産拡大の考え方

麦・大豆については、十分な排水対策がなされたほ場での作付を推進。また、機械化体系に適する平地で、担い手への農地集積と団地化を図りつつ作付を推進することも重要。

以上を考慮し、①麦は排水対策の行き届いた水稲や大豆跡の冬期不作付地、②大豆は麦跡の夏期不作付地での作付けを重点的に推進。

## 備蓄米・加工用米の確保等について

- 主食用米については、戸別所得補償制度の下で需要に即した生産が確保されている。
- 一方で、備蓄米や加工用米については、必要量が確保されていない状況となっている。
- このため、「米の生産数量目標の減少＝米の作付を減らす」と考えるのではなく、地域において、水田の水張り面積を維持・拡大し、生産数量目標の外数である備蓄米や加工用米等を作付ける取組を推進する。

### 1 趣旨

米の生産については、従前から生産抑制的な政策がとられてきたところであるが、戸別所得補償制度の下で、主食用米については、農家の主体的な経営判断により、需要に即した生産が確保される状況となっているところ。

一方、備蓄米や加工用米については、入札手続きに改善が必要である、あるいは手取額が低い等の理由により必要量が確保できていない状況。

食料自給率の向上を図り、非主食用米を含めて需要に即した生産を確保する観点から、「米の生産数量目標の減少＝米の作付を減らす」と考えるのではなく、地域において、水田の水張り面積を維持・拡大し、生産数量目標の外数である備蓄米や加工用米等を作付ける取組を推進する。

### 2 備蓄米推進のための環境整備

備蓄米の入札に関しては、これまでも事務手続の簡素化等を図って欲しいといった要望が寄せられていたところ。

このため、今般、地方農政局・地域センターを通じて、米の生産量の多い20道県を対象に、備蓄米の買入れ見直しに関する現地聴取調査を実施し、その結果も踏まえ、以下のような見直しを行うこととする。

#### ① 備蓄米の買入予定数量を県別優先枠として配分

ア 備蓄米の生産に安定的に取り組みたいとの産地の声を踏まえ、地域や生産者が安定的に備蓄米の入札に参加できるよう、25年産の備蓄米の買入予定数量（20万トン）については、これまでの備

蓄米の売渡実績に加え、道府県からの希望を聴取することを通じ、「県別優先枠」(第2ポジ的なもの)として配分。

イ 優先枠の配分を受けた道府県は、25年1月以降、優先枠の全量が落札されるまで、他の道府県と競争することなく、入札に参加することが可能。

ウ 更に26年産以降についても、前年産の売渡実績をベースに「県別優先枠」を設定。

これにより、道府県から「県別優先枠」の辞退の申し出がない限りは、毎年の需給事情に左右されることなく、備蓄米への安定的な売渡が可能。

エ 備蓄米の買入価格については、主食用米と遜色ない水準としており、24年産の落札加重平均価格は13,406円/60kg。

この価格は、相対取引価格15,212円/60kg(備蓄米の最終入札である24年6月までの全銘柄平均価格)から備蓄米の売渡しには要しない消費地までの運賃、販売促進費等の諸経費(600円~1,500円程度)を差し引いた価格と比べても遜色なく、飼料用米よりも農家手取りは格段に有利であることを現場に周知。

## ② 備蓄米の入札手続等の改善

ア 作柄変動に伴う調整方法の見直し

生産者ごとの引渡数量については、作柄表示地帯別の作況指数を用いて算出することとしていたが、備蓄米の作柄補正については、加工用米と同様の方法(※1)とする。

イ 国に引き渡す銘柄の決定時期の見直し

買入契約を締結する際に提出することとしていた「買入対象米穀引渡予定銘柄報告書」の提出期限を、営農計画書提出期限の6月30日までとするとともに、その後、銘柄を変更する必要が生じた場合は、国へ引き渡す時までに変更可能とする。

ウ 売渡申込数量の最小単位の見直し

50トン以上の単位としていた売渡申込数量を、10トン以上に変更(※2)する。

エ 報告期限の見直し

「買入対象米穀生産者別内訳書」の報告期限は、6月30日としていたが、事務負担の軽減を図るため、提出期限を8月31日とする。

※1 豊作時作況調整を任意とする

※2 入札に参加するためには、入札参加資格の取得が必要

### 3 非主食用米の適切な生産に向けた今後の進め方

非主食用米については、毎年国が一定量（20万トン）買い入れる備蓄米、固定需要のある加工用米、実需者との結び付きのある米粉用米・飼料用米など新規需要米が適切に確保されることが理想。

しかしながら、他の非主食用米に比べて取り組みやすい等から、近年、飼料用米等の新規需要米の生産が大幅に増加した反面、備蓄米、加工用米は、農家手取り水準でみると優位であるにもかかわらず、必要量が確保できない状況。

このため、非主食用米の適切な生産に向けて次のような取組を進めることとする。

ア 各地域の再生協議会等において水稲作付面積の維持・拡大に向けて、水稲作付希望面積（WCSを除く。以下同じ。）を取りまとめ、農業者等は作付けを準備

イ 都道府県は県域での水稲作付希望面積を取りまとめ、また、国から通知された次年産生産数量目標を踏まえ、備蓄米の希望数量を国に対して手上げ

ウ 追って（年末までに）、国は希望数量を踏まえて備蓄米の優先枠を配分

エ 再生協議会等においては、生産者手取りを確保する観点から、配分された備蓄米の優先枠分の全量生産に努めるとともに、実需との結び付きのある加工用米、新規需要米についても需要に応じた生産量の確保を図る

また、一部の県域において、生産者に直接支払われる水田活用の所得補償交付金は財源とせず、備蓄米、加工用米等の品代及び経費のプール計算が行われ生産者手取りの平準化が図られている事例等について、生産者団体と国とが連携して積極的に周知する。

### 4 その他

#### (1) 需要に応じた生産体制づくり

需要に応じた生産量の確保を図るためには、地域の販売戦略に基づく作付推進が図られるよう、地域において用途ごとの水稲や戦略作物等ごとの作付に関する取組方針を作成し、推進していくことが重要となる。

このため、産地資金等の要件とすることも視野に入れつつ、地域における作付に関する取組方針の策定を促進することとする。

#### (2) 飼料用米等の適切な生産の推進

主食用以外の米の生産拡大に当たっては、主食用米と比べ、一部で飼料用米等の収量が比較的低い現状にあることを踏まえ、収量の

確保に加え、主食用への横流れの防止の観点から、将来的には地域全体の総意の下、多収性品種である専用品種の導入を進めることが重要である。

一方で、主食用品種での取組については、加工用米や備蓄米と同等の収量の出荷（一括管理方式）とすることとする。

(3) 麦・大豆の生産拡大の考え方

食料自給率の向上を図るためには、米以外の戦略作物の生産も同様に重要である。畑作物である麦・大豆については、排水不良等の条件不利地での作付は、湿害による収量低下を招くため、暗きょ設置等の十分な排水対策がなされたほ場での作付を推進することが望ましい。

また、省力・低コストでの生産を推進する観点から、機械化体系に適する平地で、担い手への農地集積と団地化を図りつつ作付を推進することも重要。

以上を考慮して、比較的条件が整備されており、かつ、農地の高度利用を図る上でも望ましいことから、

① 麦については、排水対策の行き届いた水稻や大豆跡の冬期不作付地

② 大豆については、麦跡の夏期不作付地での作付けを重点的に推進することが重要と考えているところ。

－ 以 上 －